

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年十一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年七月二十一日奈良県指令建第九八―五六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年十一月二日建第八八〇二号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年十一月二日建第五二四二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字千代三五四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字阪手一七一番一
株式会社ティーズコーポレーション 代表取締役 竹村満

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字千代三五四番二の一部
下水道 磯城郡田原本町大字千代三五四番二の一部

一 許可番号

平成二十五年八月二十二日奈良県指令建第九二―四三号

平成二十八年三月十六日奈良県指令建第九二―四三一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年十一月四日建第八八〇三号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年十一月四日建第五二四三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市馬司町六八〇番二、六八一番二、六八二番、六八三番、六八四番、六八八番一の一部、六八八番三の一部、六八八番四の一部、六八八番五、六八九番一の一部、六八九番二、六八九番三の一部、六九〇番一、六九〇番二、六九一番、六九二番、

六九三番、六九四番一、六九四番二、六九四番三、六九四番四、六九五番一、六九五番二の一部、六九六番一、六九六番二、六九六番三、六九七番一の一部、六九七番二、六九七番四、六九七番五、六九八番四の一部、六九九番、七〇〇番一、七〇〇番二、七〇一番一、七〇二番三の一部、七〇三番一、七〇四番一、七九四番三、七九四番五、七九五番一、七九六番、七九七番、七九八番、八〇七番四、八〇八番、八〇九番及び八一〇番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市馬司町五三六番地の二

株式会社三晃 代表取締役 黒田久一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市馬司町七〇三番一、七〇四番一、七九四番三、七九四番五及び七九五番一の各一部